

くらしのこと

●母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭・父子家庭・寡婦の生活の安定と、その子どもの福祉の向上をはかるために、各種の貸付けを行っています。

令和2年度 母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
修学資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童・子 父母のない児童 寡婦が扶養する子	児童(子)の修学のために必要な資金	修学資金貸付額(参考・月額)一覧表(4ページ)の1.5倍	就学期間中	当該学校卒業後6か月	10年以内 専修学校(一般課程) 5年以内	無利子
就学支度資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童・子 父母のない児童 寡婦が扶養する子	児童(子)の就学、修学のために必要な資金	就学支度資金貸付限度額一覧表(4ページ)のとおり		当該学校卒業後6か月	就学 10年以内 修業 5年以内	無利子
修業資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童・子 父母のない児童、寡婦が扶養する子	児童(子)が事業開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 特別(自動車運転免許習得の場合) 460,000円	知識技能を習得する期間中 5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母・父・寡婦が事業開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 特別(自動車運転免許習得の場合) 460,000円 特別(12か月分を合わせて貸付) 816,000円	知識技能を習得する期間中 5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内 特別(免許) 10年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母又は父子家庭の父又は児童 父母のない児童、寡婦	母・父・寡婦又は児童が就職するために必要な資金	100,000円 特別(通勤用自動車購入の場合) 330,000円 (うち230,000円を自動車購入に充当)		1年	3年以内	無利子
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	新たに事業を開始するために必要な資金	2,930,000円 団体 4,410,000円		1年	5年以内	無利子
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金	1,470,000円		6か月	5年以内	無利子
医療介護資金	母子家庭の母又は父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) 寡婦	医療又は介護(期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	医療分 340,000円 特別(所得税非課税世帯等の場合) 480,000円 介護分 500,000円		医療又は介護終了後6か月	5年以内	無利子
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)母又は父の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するために必要な生活補給資金	一般 月額 105,000円 技能 月額 141,000円 (注) 生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子(男子)となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額105,000円、合計252万円を限度とする。 親が生計中心者でない、現に扶養する子のない寡婦及び現に扶養する子の生計を維持していない寡婦の場合は、月額70,000円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,260,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。	・知識技能を習得する期間中3年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6か月	技能習得 20年以内 医療又は介護 5年以内 生活安定貸付 8年以内 失業 5年以内	無利子
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母又は父又は寡婦が現に居住する住宅の補修・改築、建設・購入等のために必要な資金	1,500,000円 特別(老朽等による増改築の場合等) 2,000,000円		6か月	6年以内 特別 7年以内	無利子
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住居の移転に際し必要な資金	260,000円		6か月	3年以内	無利子
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	児童(子)の婚姻に際し必要な資金	300,000円		6か月	5年以内	無利子

▽貸付を受けられる方▽

- 母子福祉資金 20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母
- 父子福祉資金 20歳未満の児童を扶養している父子家庭の父
- 寡婦福祉資金 寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子であって現に児童を扶養していない方
(扶養している子どものない方は、前年の所得が一定額以下の方)
※修学資金・就学支度資金・修業資金・就職支度資金については、母子家庭の母及び父子家庭の父が扶養する児童(子)、寡婦が扶養する子も貸付を受けられます。
(就職支度資金については、子は対象から除く)

▽受付窓口▽

- 市にあつては福祉事務所、町村にあつては町村役場へ
- ご利用については、福祉事務所等の母子・父子自立支援員とよくご相談ください。(9ページ)
- 貸付金の種類、限度額などは3ページ、4ページのとおりです。

令和2年度修学資金貸付額(月額・参考)一覧表

単位:円

学校等種別	学年別	学年別					
		1年	2年	3年	4年	5年	
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学	18,000	18,000	18,000		
		自宅外通学	23,000	23,000	23,000		
	私立	自宅通学	30,000	30,000	30,000		
		自宅外通学	35,000	35,000	35,000		
高等専門学校	国公立	自宅通学	21,000	21,000	21,000	45,000	45,000
		自宅外通学	22,500	22,500	22,500	51,000	51,000
	私立	自宅通学	32,000	32,000	32,000	65,600	65,600
		自宅外通学	35,000	35,000	35,000	76,600	76,600
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	45,000	45,000			
		自宅外通学	52,000	52,000			
	私立	自宅通学	59,300	59,300			
		自宅外通学	84,300	84,300			
短期大学	国公立	自宅通学	45,000	45,000			
		自宅外通学	64,300	64,300			
	私立	自宅通学	62,300	62,300			
		自宅外通学	87,300	87,300			
大学	国公立	自宅通学	47,300	47,300	47,300	47,300	
		自宅外通学	72,300	72,300	72,300	72,300	
	私立	自宅通学	72,300	72,300	72,300	72,300	
		自宅外通学	97,300	97,300	97,300	97,300	
大学院	修士課程	88,000	88,000				
	博士課程	122,000	122,000	122,000			
専修学校(一般課程)		33,000	33,000				

令和2年度就学支度資金貸付限度額一覧表

学校種別	内容	限度額	
小学校	小学校に入学する場合	64,300円	
中学校	中学校に入学する場合	81,000円	
高等学校 専修学校(高等課程)	自宅から通学する者	国公立	150,000円
		私立	410,000円
	自宅外から通学する者	国公立	160,000円
		私立	420,000円
専修学校(一般課程)	自宅から通学する者	150,000円	
	自宅外から通学する者	160,000円	
大学 短期大学 専修学校(専門課程) 高等専門学校	自宅から通学する者	国公立	410,000円
		私立	580,000円
	自宅外から通学する者	国公立	420,000円
		私立	590,000円
大学院	国公立	380,000円	
	私立	590,000円	
修業施設	自宅から通所する者	中学校卒業生	150,000円
		高等学校卒業生	272,000円
	自宅外から通所する者	中学校卒業生	160,000円
		高等学校卒業生	282,000円

- (注) 1 原則として、県内に在住し、かつ独立の生計を営む人で、確実な保証能力を有する連帯保証人が必要です。連帯保証人に対しても償還開始後は年に一回償還状況のお知らせを送付するとともに、滞納があるときは直ちに償還等を求めます。
- 2 原則として県奨学金貸与制度などとの併用はできません。詳しくは各窓口でご相談ください。
- 3 修学資金に関する限度額の詳細は、各窓口でご確認ください。
- 4 年賦、半年賦、月賦いずれも可能で、繰上償還もいつでもできます。
- 5 年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還しなかったときは、その翌日から納入した日までの日数を計算し、元金につき年3.0%の違約金が徴収されます。
- 6 母子・父子福祉団体への貸付は政令で定める事業を行う団体とします。
- 7 R2.4月～大学、短期大学、専修学校(専門課程)又は高等専門学校(4年次、5年次)に修学するための修学資金については、学生生活を送る上で必要な生活費等を貸付に加えらることとなります。詳細は、各窓口でご確認ください。
- 8 修学する児童等を扶養する配偶者のない女子又は男子並びに寡婦に対する修学資金の貸付けについては、その者の前年所得が一定額を超える場合には、上記表と異なる限度額を適用します。
- 9 就学支度資金については、R2年4月から開始する高等教育の修学支援新制度(以下「新制度」という。)による入学金の減免を受けることができるときは、所定の額から当該減免の額に相当する額を控除した額を限度額とします。
- 10 修学資金の貸付けにより修学をする者が、新制度による授業料減免又は給付型奨学金(学資支給金)を受けるときは、所定の額から当該授業料減免及び給付型奨学金のに相当する額を控除した額を限度額とします。
- 11 修学資金又は就学支度資金の貸付けを受けた者は、自己又は自己以外の者で当該資金の貸付けにより修学をし、若しくは入学するものが大学等修学支援を受けることとなったときは、既に交付を受けた貸付金のうち、その者が受けた大学等修学支援の額に相当する額について、当該大学等修学支援を受けた日から6月以内に償還しなればなりません。